

令和5年第10回

印西市教育委員会定例会会議録

令和5年10月2日（月）

令和5年第10回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和5年10月2日(月)午後2時

場所：印西市役所4階 41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告第1号

臨時代理の報告について(学校医の委嘱)

日程第 5 報告第2号

専決処分の報告について(人事異動)

日程第 6 議案第1号

令和5年印西市教育委員会表彰について

日程第 7 その他

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	大 木	弘
1 番	教育長職務代理者	寺 田	充 良
2 番	委 員	鈴 木	裕 枝
3 番	委 員	栃 尾	知 子
4 番	委 員	豊 田	光 弘

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	土 屋	茂 巳
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	鈴 木	圭 一
学 務 課 副 参 事	大 知	尚 暢
指 導 課 長	石 川	真 樹 子
学 校 給 食 課 長	海 老 原	裕 之
生 涯 学 習 課 長	飯 島	正 義

職務のため出席した職員(3名)

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	秋 山 和 俊
教 育 総 務 課 総 務 係 長	清 水 純 一 郎
教 育 総 務 課 教 総 務 係 主 査	佐 々 木 洋 子

(14時00分)

教 育 長

それでは、本日は会議に入る前に私からご報告させていただきます。
このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得まして、10月1日付けで豊田光弘氏が印西市教育委員会委員に任命されましたのでご報告をいたします。
ここで豊田委員よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願
いいたします。

豊 田 委 員

改めまして、こんにちは。
ただいまご紹介をいただきました豊田でございます。本日、先ほど板倉市長より教育委員の辞令を頂戴いたしまして、大変身の引き締まる思いでございます。
私、もともと長い期間、消防行政に携わっておりまして、今回この教育委員のお話をいただいたときに、果たして私に何ができるのか、さんざん悩んだところでございます。そういったなかで、阪神淡路大震災ですとか、東日本大震災ですとか、もろもろの災害を経験したなかで、安全・安心の充実ですとか、そういったものが大変重要だなということを感じておりました。そういった経験が今後、何かしらの形で生かしていけたらいいかなと考えているところでございます。
なにぶん教育行政は初めてでございますので、教育理念に基づきまして、教育長、また教育委員の皆様、また、事務局の職員の皆様のご指導を賜りながら職務を全うしてまいりたいと思いますので、よろしくご指導のほうをお願い申し上げます。
甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願
いいたします。

各 委 員

よろしくお願
いします。

教 育 長

ありがとうございました。
私からの報告は以上でございます。

(開会の宣告)

教 育 長

それでは、ただいまより令和5年第10回印西市教育委員会定例会を開
会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14
条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課副参事、指導課長、

学校給食課長、生涯学習課長、教育総務課職員です。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、2番、鈴木委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。

本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

(教育長報告)

教 育 長

日程第3 教育長報告を行います。

それでは、お手元の教育長報告をご覧ください。

経過報告から申し上げます。

9月20日水曜日、政策調整会議が市役所であり、出席をいたしました。

21日木曜日、総合計画策定本部会議が市役所であり、出席をいたしました。

同日、Amazon Web Services Think Big Space オープニングセレモニーが原山小学校であり、出席をいたしました。

25日月曜日、学校・施設訪問の7日目になります。午前中、本埜小、本埜中、午後に船穂中、船穂小、教育センターを視察してまいりました。

26日火曜日、学校・施設訪問の8日目になります。午前中に印旛中、いには野小、木下小の予定でしたが、木下小学校については時間の関係で回ることができませんでした。訂正をお願いいたします。午後に平賀小、六合小、瀬戸幼稚園、印旛学校給食センターを訪問してまいりました。

30日土曜日、第29回関東大学女子駅伝対校選手権大会が千葉ニュータウン周回コースで開催され、応援に行っていました。市内にあります順天堂大学が6位入賞ということで、10月29日に開催される全日本大学女子駅伝選手権大会が仙台市でありまして、そこに出場できるようになりました。

10月2日ですが、月曜日、本日、教育委員辞令交付式ということで、豊田委員が市長室にて辞令交付を受けました。

そして、現在、令和5年第10回教育委員会定例会が開催されておしま

す。

行事予定でございます。

10月4日水曜日、印旛郡市中学校駅伝競走大会が佐倉市であり、出席をする予定です。

同日、第1回教育支援委員会が市役所であり、出席をする予定です。

8日日曜日、印西市芸術文化協会創立30周年記念式典が文化ホールであり、出席をする予定でございます。

11日水曜日、政策調整会議が市役所であり、出席をします。

同日、第2回市校長研究協議会が原山中学校であり、出席をする予定です。

15日日曜日、県指定無形民俗文化財「浦部の神楽」公開事業が浦部鳥見神社で開催されます。教育委員の方に出席をしていただくこととなります。後ほどその他のところをお願いする形となります。

17日火曜日、市教育委員会視察研修があり、10月18日までの2日間で滋賀県守山市及び京都府木津川市を視察していただきます。よろしく願いいたします。

19日木曜日、第6回市教頭会議が印旛公民館で開催され、出席をする予定です。

22日日曜日、市総合防災訓練が小林中学校で開催され、出席をする予定です。

23日月曜日、第2回男女共同参画推進本部会議が市役所であり、出席をする予定です。

25日水曜日、印西市上級職員採用面接があり、出席する予定です。10月25日と27日から30日までの都合5日間ということになります。

11月2日木曜日、印教連第3回定例常任委員会が佐倉市で開催され、出席をする予定です。

同日、それに引き続いてという形になりますが、第3回印旛地区教育長会議が佐倉市で開催されます。

3日金曜日、印西市文化の日功労者表彰式典が市役所で開催されます。教育委員の皆様方にもご臨席を賜ればと思っております。

同日ですが、第28回印西市民文化祭が開催されておりまして、文化ホール、イオンモール千葉ニュータウン等を視察してまいりたいと考えております。委員の皆様にもご出席をお願いいたします。

6日月曜日、庁舎の避難訓練が市役所で予定されております。

7日火曜日、第2回教育支援委員会が市役所で開催され、出席する予定です。

8日水曜日、政策調整会議が市役所で開催され、出席する予定です。

同日、西の原小学校創立30周年記念式典が西の原小学校であり、出席をする予定です。

9日木曜日、令和5年第11回教育委員会定例会が市役所で開催される予

	定です。
	同日、西の原中学校創立30周年記念式典が西の原中学校であり、出席する予定です。
	以上でございます。
	何かご質問等がありましたら、お願いいたします。
	よろしいでしょうか。
各 委 員	なし
教 育 長	ありがとうございました。
	以上で、教育長報告を終わります。
	ここからの議事進行については、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、寺田教育長職務代理者をお願いをいたします。よろしくお願
	いいたします。
職 務 代 理 者 (報告第1号)	それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。
職 務 代 理 者	日程第4 報告第1号 臨時代理の報告についてを議題とします。
	提案理由の説明を求めます。
	指導課長。
指 導 課 長	報告第1号 臨時代理の報告について。
	印西市立小学校及び中学校管理規則第5条に規定する学校医の委嘱を、印西市教育委員会行政組織規則第7条の2第1項の規定により、次のように臨時代理により処理したので、同条第3項の規定により報告する。
	令和5年10月2日提出。
	印西市教育委員会教育長、大木弘。
	では、ご説明いたします。
	小倉台小学校の学校医の定期異動による退任に伴いまして、日本医科大学千葉北総病院小児科部長からの推薦を受け、池田太郎医師を学校医として委嘱するものでございます。
	任期は令和5年10月1日から令和6年3月31日まででございます。
	説明は以上でございます。
職 務 代 理 者	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
各 委 員	なし
職 務 代 理 者	質疑なしと認めます。
	以上で、報告第1号を終わります。
(報告第2号)	
職 務 代 理 者	日程第5 報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。
	提案理由の説明を求めます。
	教育総務課長。
教 育 総 務 課 長	報告第2号 専決処分の報告について。
	印西市教育委員会職員の人事異動を印西市教育委員会行政組織規則第

9条第1項第2号の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年10月2日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

本報告は、印西市教育委員会行政組織規則第9条第1項第2号の規定により、教育長の専決事項となっております職員の人事異動についてのご報告でございます。

令和5年10月1日発令の異動が9名と兼務が3名でございます。詳細につきましては別紙に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

豊田委員。

豊田委員

豊田でございます。

報告第2号につきまして、若干ご質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目が、職員の方の人事ローテーションというのはどのくらいのスパンで行われているものなのか、まずそれが1点です。

2点目ですが、そういった人事異動に関して、職員の意向調査みたいなものが実施されているのかどうか、この2点につきまして教えていただければと思います。

以上でございます。

職務代理者

教育総務課長。

教育総務課長

お答えいたします。

人事異動のそういうローテーションというのは、特に印西市としては決まっておりません。

それと、人事異動に関する意向調査については年1回実施しております。

以上でございます。

職務代理者

豊田委員。

豊田委員

ありがとうございました。

ローテーションですけれども、例えば同じ部署に何年ぐらい勤務されるケースが多いかということですが、いかがですか。

職務代理者

教育総務課長。

教育総務課長

一般的な話として、3年から5年というのが目安としてはございます。

以上です。

豊田委員

分かりました。ありがとうございました。

職務代理者

ほかに質疑ございませんか。

各委員

なし

職務代理者	これで質疑を終わります。
(議案第1号)	以上で報告第2号を終わります。
職務代理者	続きますして、日程第6 議案第1号 令和5年印西市教育委員会表彰についてを議題とします。
教育総務課長	提案理由の説明を求めます。 教育総務課長。
教育総務課長	議案第1号 令和5年印西市教育委員会表彰について。 印西市教育委員会教育功労者を印西市教育委員会表彰規定第2条第1項の規定により、次のとおり決定する。 令和5年10月2日提出。 印西市教育委員会教育長、大木弘。 それでは、教育委員会表彰についてご説明させていただきます。 この表彰は、教育文化の振興に関し、特に功績の顕著であった個人または団体に対し表彰をさせていただくものでございます。 被表彰者の氏名及び住所につきましては、表のとおりでございます。 また、表彰事由につきましては備考欄に記載しておりますので、よろしく願いいたします。 今回の被表彰者でございますが、最初に1号被表彰者でございます。 表彰の要件でございますが、社会教育委員の職に通算して10年以上在籍の方が対象となっております。 表の個人1の方でございます。 次に、2号被表彰者でございます。 表彰の要件でございますが、社会教育、芸術文化活動のそれぞれの分野においてその功績が顕著であった方及び団体を対象としております。 表の個人2から個人23までの22名の方々でございます。 以上の個人23名を、今回の被表彰者としてお諮りするものでございます。 なお、表彰式につきましては、例年どおり11月3日の文化の日に行う予定でございます。 説明は以上でございます。
職務代理者	ありがとうございます。
各 委 員	これから質疑を行います。質疑はありますか。
職務代理者	なし
職務代理者	質疑なしと認めます。 議案第1号について採決します。 お諮りいたします。 議案第1号は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
各 委 員	異議なし
職務代理者	異議なしと認めます。

(その他)
職務代理者

教育総務課長

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7 その他について何かございますか。

教育総務課長。

教育総務課から、まず令和5年度教育委員会年間行事予定についてご説明いたします。

予定表をご覧ください。

予定表をご覧くださいと、行事の前に二重丸、丸、黒点を付しております。二重丸を付しているものにつきましては委員の皆様にご出席いただきたい行事、丸につきましてはご都合がございましたらご出席いただきたい行事、黒点につきましては各課の行事を参考までに掲載させていただいているものでございます。

また、4月の定例会での説明以降、変更等のあった箇所を赤字で表示しております。

それでは、10月から3月までの主な行事についてご案内いたします。

まず、教育総務課の行事予定でございますが、毎月定例の教育委員会会議を開催いたします。

次に、10月には教育委員会の視察研修を滋賀県守山市の守山市立図書館、京都府木津川市の木津川市立城山台小学校を予定しております。

また、11月から1月にかけては教育功労表彰式典、印教連の研修視察、千教連の教育長・教育委員研修会が予定されておりますので、委員の皆様のご出席をお願いしたいと思います。

次に、学務課の行事でございますが、3月に小・中学校の卒業式と教職員辞令伝達式のほか、瀬戸幼稚園閉園式のご出席をお願いしたいと思います。

指導課につきましては、10月にイングリッシュアカデミージャンプの報告会とさわやかハートフルコンサート、11月に小学校駅伝競走大会、12月には小学校芸術鑑賞教室が行われます。

次に、生涯学習課でございますが、10月に浦部と中根鳥見神社の神楽、10月から12月にかけては市民文化祭を開催いたします。

1月には、令和6年印西市二十歳を祝う会を開催いたします。

各種行事につきましては、日程が近づきましたら、改めてご案内をさせていただきます。

説明は以上でございます。

職務代理者

ありがとうございます。

以上について、質疑はございませんか。

各委員
職務代理者

なし

質疑なしと認めます。

ほかに何かございますか。

学校給食課長。

学校給食課長

学校給食課でございます。

高花学校給食センターの新設に伴いまして、令和5年度と令和6年度とで、各学校給食センターの受配校、給食を配送する学校に変更がございますので、ご報告させていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

こちらは、令和5年度と令和6年度の各給食センターの受配校と提供食数を示しており、表に向かって左側が令和5年度、右側が令和6年度となっております。

なお、提供食数は教職員分を含めまして、令和5年度は5月1日現在、令和6年度は推計値を記載しております。

高花学校給食センターの令和6年4月の供用開始に伴いまして、現在4つの調理場の受配校を5つの調理場に分けて給食を提供、各調理場の提供食数のバランスや各学校への配送、回送に要する時間などを考慮し、令和6年度の受配校をお手元の資料のとおりとしております。

ゴシック体網かけの小学校6校、中学校3校、計9校が令和5年度と令和6年度とで担当する給食センターが変更となる学校でございます。

なお、高花学校給食センターの受配校は内野小学校、木刈小学校、船穂小学校、牧の原小学校の4校となります。

表の下、2 受配校の変更に係る手続きについてをご覧ください。

今後の予定でございますが、令和6年2月から3月の間で配送及び回送ルートを確認し、ルートと時間を決定、併せまして、保護者の皆様にお知らせをし、4月から変更後の受配校で給食の提供を開始いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

職務代理者

ありがとうございます。

この件について、質疑ございませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

質問ではないのですが、新しく高花給食センターができるということで、今現状の各給食センターの負担が減ってきているなということで、この数字で見て分かるので、引き続きよろしくお願いたします。

質問1つ浮かんだのですが、このままよろしいですか。

職務代理者

栃尾委員。

栃尾委員

高花の新しい給食センターは、工事の状況は順調に進んでいらっしゃるのでしょうか。

職務代理者

学校給食課長。

学校給食課長

お答えいたします。

施工計画よりも若干早めに施工しており、特段大きな事故もなく、順調に工事が進んでいる状況でございます。

以上でございます。

職務代理者

栃尾委員。

栃尾委員	順調に進んでいる、それも、予定より早くということで、とても安心しました。よろしく願いいたします。
職務代理者	ありがとうございます。 ほかに質疑ございませんか。
各委員	なし
職務代理者	ほかに何かございますか。 生涯学習課長。
生涯学習課長	生涯学習課からは、4点ご報告させていただきます。 1点目でございます。印西市民話絵本作成活用方針（案）についてご報告させていただきます。 生涯学習課では、今後、印西市の民話を絵本にしてみたいと考えております。 お手元の資料、印西市民話絵本作成活用方針（案）に沿いまして、その内容につきましてご説明をさせていただきます。 初めに、本方針の策定までの経緯についてご説明いたします。本方針の作成に当たりましては、市内読書会の方々や滝野中学校の先生で構成されます民話絵本作成活用検討会におきまして、令和5年度に5回の会議を開催し、活発な議論を重ねていただきました。これら議論を踏まえまして、本方針を作成いたしました。 それでは、方針の概要についてご説明いたします。 なぜ民話絵本を作成するのかにつきましては、1. 絵本の効果等、2. 民話の効果等、3. 民話絵本の作成についてまとめております。 絵本につきましては、絵本の読み聞かせにおいて、例えば読み手である大人と聞き手の子どもとのコミュニケーションツールになりますとともに、絵を見てストーリーを考えるといった想像力を養います。そして、文字がなくても思いやメッセージが伝わる効果がございます。また、デジタル絵本と紙絵本の比較という点では、紙の絵本は本を実際に手で触り、質感やレイアウトなど人の五感が働くことで、絵本のストーリーやメッセージの理解度がデジタル絵本より高まることとなります。 次に、民話についてでございますが、民話と申しますのは人々の生活の中で生まれたもので、口伝えで語り継がれてきた重要な文化財でございます。民話は地域の地理や歴史学習、方言を知ることにもつながり、地域理解、愛着や誇りを育むものでございます。これらのことから、民話を手に取りやすい絵本という形として未来に継承していきたいと考えております。 3. 民話絵本の作成の（1）題材の選定につきましては、「光堂の竜」を絵本としていきたいと考えております。理由といたしましては、国の重要文化財である宝珠院観音堂がございしますが、地域にこのような文化財があること、それから、印西市の黄金色に色づいた田園風景と竜が登場するお話であること、これらを知り、地域理解にもつながり、今と昔

の暮らしに思いをはせたり、アイデンティティー育成、意識を育んでいく一助となるものと考えております。

2ページの中段をご覧ください。

(4) 画風の検討等（画家の選定）でございます。

①画風につきましては、竜に関する民話でございますので、力強さが表現される迫力のある画風、そして、強烈な自然の美しさが表現される画風とすべきとしております。

②作家の選定につきましては、画家の有賀忍氏を選定しております。有賀氏は、情熱的で自然を力強く表現することができる画家として、日本でも珍しい板絵という手法を用いて、この民話のイメージに合った迫力ある竜の絵を描いていただけるものと考えております。

(5) 作成期間につきましては、令和6年度としております。

3ページをご覧ください。

4.の活用等でございます。作成いたしました絵本につきましては、市内の幼稚園、小・中学校、高等学校、保育園、学童施設、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設などに配置するとともに、図書館事業の読み聞かせ図書のほか、広く活用してまいりたいと考えております。

なお、このたびの民話絵本作成について検討したなかで、そのほかの検討事項を整理いたしました。①既に発刊しております「そうふけっばらのきつね」の増刷、②印旛地域及び本埜地域に残された民話の活用、③新たな民話の収集についてでございます。これらにつきましては、今後引き続き検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目のご報告でございます。

令和5年度県指定無形民俗文化財公開事業でございます。

「浦部の神楽」公開事業についてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大により、これまで公開事業が中止されておりましたが、4年ぶりに令和5年10月15日の日曜日、午後1時30分から、浦部鳥見神社で行われます。教育委員会からは、寺田職務代理、鈴木委員にご出席いただきたいと考えております。出席のお時間でございますが、午後1時半から午後3時半までのおおむね2時間でございます。

続きまして、3点目でございます。

令和5年度県指定無形民俗文化財「鳥見神社の神楽」公開事業でございます。

「鳥見神社の神楽」公開事業につきましては、こちらも新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、これまで公開事業が中止されておりましたが、4年ぶりに令和5年10月17日の火曜日、12時から中根鳥見神社で行われます。教育委員会からは、土屋教育部長ほか3名で出席してまいります。

4点目でございます。

令和5年第28回印西市民文化祭でございます。

第28回市民文化祭でございますが、A4のチラシをご覧ください。

令和5年10月25日から12月5日まで、印西市民文化祭を文化ホール、イオンホールなどを会場として開催いたします。発表イベント、展示イベントのほか、各種大会が行われます。

裏面をご覧ください。

イオンモール千葉ニュータウンでの展示もございます。

ご報告は以上でございます。

職務代理者

ありがとうございます。

この件について、質疑はございませんか。

栃尾委員。

栃尾委員

印西市民話絵本作成活用方針（案）でご質問ですけれども、先ほど出ました「そうふけっばらのきつね」と、あと、新しく発行される「光堂の竜」のほかに、印西市にはどのような民話がほかにもあるのか教えていただけますか。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

お答えいたします。

印西市教育委員会が平成4年に発行いたしました小冊子「光堂の竜」の中に「光堂の竜」のほか、「そうふけっばらのきつね」、「頼政塚とぢごくそば」、「お鶴とこま犬」、「のろいの五寸くぎ」、「なまやけの弥兵エ」、「力くらべ」、「せき止めの墓」、8種が収録されております。それから、阿部義雄先生が著者でございます「ふるさと印西地方の民話・伝説」には、これら8作品のほかにも「雨祈りのト童」、「松虫姫」などの民話がございます。

以上でございます。

職務代理者

栃尾委員。

栃尾委員

15年住んでいて、私が知っていたのは「そうふけっばらのきつね」、こちらだけ、お恥ずかしいですけれども、これだけあるということで、初めて知れてよかったです。ありがとうございます。

職務代理者

生涯学習課長。

生涯学習課長

この民話についてでございますけれども、やはり印西市に残る民話というものをより多くの方々に知っていただくことは、生涯学習課としての使命でもあると考えております。その一環といたしまして、この民話というものを絵本にすることで、市民の方々に手に取っていただきやすいものとして皆さんに広く知っていただきたいと思っておりますので、今後とも取り組んでいきたいと考えます。

栃尾委員

よろしく願いいたします。

職務代理者

ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

鈴木委員。

鈴木委員

私からも、印西市民話絵本作成活用方針（案）について3点ほど質問

させていただきます。

まず1点目、「光堂の竜」以外に民話絵本を作成するお考えはございますか。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

お答えいたします。

「光堂の竜」のほかの絵本の作成につきましては、民話絵本作成活用検討会の皆様、市内読書会の皆様、図書館協議会の皆様のご意見を伺いながら、継続して絵本を作成していきたいと考えております。

職務代理者
鈴木委員

鈴木委員。

続けて質問をさせていただきます。

2ページ目の下の(5)作成期間というところですが、令和6年度とすることとなっております。私、有賀忍氏という画家の方を存じ上げないのですが、こちらには絵本作家によるイメージの構築等を加味し、複数年にまたがることも想定するかとございます。この有賀氏が高齢の方なのか、お幾つぐらいの方で、健康面で問題がないのか。あまり作成期間が長引くようだと、計画が狂ってくるのではないかとということで、画家の有賀氏についてもお教えいただけたらと思います。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

お答えいたします。

こちらに有賀先生の絵本がございますけれども、もしよろしければご覧ください。

先ほどご答弁いたしました、有賀先生は板絵という手法を用いて絵をつくるという特殊な手法をされている方でございまして、年齢については70代の方でございますけれども、現在も積極的に絵本作成に取り組まれているというところがございますので、そういった年齢による健康面というところでは問題ないと考えております。

それから、複数年にわたることにつきましては、この平成4年に作成された「そうふけっばらのきつね」のときもそうだったのですが、この画家の方に印西のことをよく知っていただいて、想像力を働かせていただくための、地元の見学ですとか、色々な情報を知っていただくところで期間を要するというところでございますので、複数年にわたるケースも想定はしております。

やはりこの絵本というのはその画力というものが非常に重要なもので、その絵が発するインパクトというんですかね、そういうものが重要であると考えておりまして、その画家の方の腕というものが重要だと考えているところです。

以上でございます。

鈴木委員
職務代理者
鈴木委員

はい、分かりました。

鈴木委員。

では、最後の質問をさせていただきます。

3ページ目の一番下、③新たな民話の収集等というところですが、まだ採集されていない民話・伝説の収集を行う必要があるとございます。これは、どのような時期に、誰が誰に対して、どのような手法で採集するのか、具体的な例を、もしおありでしたらお教えいただきたいと思っております。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、この民話絵本の作成のほか、新たな民話の収集ということに関しましては、市内の読書会の方々などのご意見をいただきながら、その収集の仕方ですとか、どの地区に回るのか、このことについては今後検討していきたいと思っております。ですから、今のところ具体的な体制や方法というのはまだ定まっていないところでございます。申し訳ありません。

職務代理者
鈴木委員

鈴木委員。

分かりました。

岩手県などの語り部の方などもそうですけれども、やはりこうした口伝えの文化、民話というものは、やはり高齢の方々が伝承されているというケースが多いかと思っております。そうしたなかで、やはりご高齢の方々のそれほど期間が残されていないという現実を考えますと、なるべく早い段階で具体的な手法を講じていただいて、まだ埋もれている民話を掘り起こしていただいて、例えば40代、50代、60代の方でも、子どもの頃におじいちゃん、おばあちゃんから聞いたというようなお話を掘り起こしをしていただく機会があればなと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

職務代理者
生涯学習課長

生涯学習課長。

お答えいたします。

委員全くおっしゃるとおりだと考えておりますので、早急にできるように検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

職務代理者

ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。

各委員
職務代理者

なし

質疑なしと認めます。

ほかに何かありますか。ありませんか。

これで日程第7 その他を終わります。

それでは、私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。よろしく申し上げます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、事務局から次回教育委員会会議の開催日等について連絡がでございます。

教育総務課長

教育総務課長、お願いします。

それでは、次回、令和5年第11回印西市教育委員会定例会は、11月9日木曜日、午前10時から、こちらの41会議室で行う予定でございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

教 育 長
(閉議の宣告)

ありがとうございました。

教 育 長

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

(閉会の宣告)

教 育 長

以上をもちまして、令和5年第10回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(14時44分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年10月2日

教 育 長 大 木 弘

署 名 委 員 鈴 木 裕 枝